



# Environmental Impact Assessment

仙台市環境都市推進課

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目7-17 小田急仙台ビル9階  
TEL. 022-214-0013 FAX. 022-214-0580



古紙配合率100% 白色度80%再生紙を使用しています

# Environmental Impact Assessment

仙台市環境影響評価条例のあらまし

仙 台 市

# Environmental Impact Assessment

仙台市環境影響評価条例のあらまし

C O N T E N T S

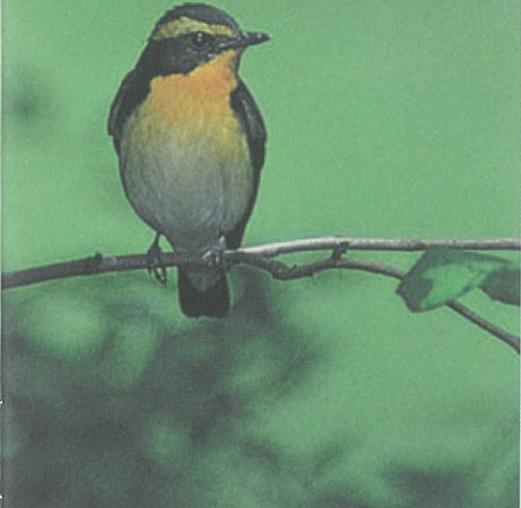


環境影響評価制度とは	1
仙台市環境影響評価条例の制定	1
仙台市環境影響評価条例について	
I. 条例の対象となる事業	2
II. 環境影響評価の手続	
1. 手続のフロー	4
2. 手続の特徴	6
(1) 事業計画の早期段階における自然環境等の事前調査	
(2) スコーピング手続(環境影響評価の項目・手法の絞り込み)	
(3) 工事中、供用後における事後調査と追加的な環境保全対策等の検討	
(4) 住民等の関与の機会の拡充	
(5) 仙台市環境影響評価審査会による科学的・客観的な審査	
(6) 都市計画対象事業についての特例	
III. 環境影響評価の項目	8
IV. 環境影響評価の視点 ~環境影響の回避・低減の追求~	8
仙台市環境影響評価条例	10



## 環境影響評価 制度とは

## 仙台市環境影響評価 条例の制定



環境影響評価制度又は環境アセスメント制度とは、道路やダムの建設、住宅団地の造成などの開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自身が事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政から環境の保全についての意見を聴くことにより、必要な環境の保全及び創造の措置を検討することで、事業が及ぼす環境への影響をできるかぎり小さくする、そのための手続を定めたものです。

道路やダムの建設といった開発事業は、私たちの生活にとって必要なものですが、だからといって、環境に悪い影響を与えてもいいというものではありません。後で、取り返しがきかないこともあります。そうならないように未然に対応するための仕組みが環境影響評価制度なのです。

仙台市には、これまで独自の環境影響評価制度がなく、市域における大規模な開発事業については、国や宮城県の制度の中で、環境の保全についての市長の意見を提出するという形で間接的に関わってきたに過ぎませんでした。

平成8年3月に仙台市環境基本条例を制定しましたが、その中で、環境影響評価制度を、地域の環境保全を図る上での最も重要な施策の一つとして位置づけ、翌年3月に公表した市の環境基本計画である「杜の都環境プラン」においても、早期の条例による制度化の必要を明示しました。そして、平成9年6月には環境影響評価法が公布され環境影響評価に関する統一的なルールが示されました。

このような状況に対応して、市では、独自の環境影響評価制度の制定に向け、その検討を仙台市環境審議会にお願いすることにし、同年10月に「(仮称)仙台市環境影響評価条例の基本的あり方について」諮問を行いました。環境審議会では、市民や事業者の方々からの意見の聴取のための手続を含めおよそ十月にわたり真剣な議論が重ねられ、平成10年8月に最終答申が発表されました。

市では、その内容を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月から施行することにしました。今後、市は、皆さんのご協力をいただきながら、「杜の都」の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、この制度を適正に運用し、主体的に、自らの責任において、地域の環境の保全に取り組んでいくことになります。

### ☆条例の施行日及び経過措置☆

条例の施行日は、平成11年6月12日です。ただし、宮城県環境影響評価要綱の対象事業以外の事業(この条例により新たに環境影響評価の手続が必要となる事業)については、適用を6月間猶予し、平成11年12月12日からの適用となります。

なお、施行日又は適用日前に事業の実施に必要な許認可等の申請などがすでに済んでしまった事業については、この条例の適用を除外することになりますが、その場合であっても、施行日又は適用日から5年を経過してその事業に着手する際は、この条例による環境影響評価の手続が必要になります。

# 仙台市環境影響評価条例について

## ☆対象事業以外の事業への条例による手続の要請☆

対象事業は下記の表のとおりですが、規模要件に満たない場合であっても、その事業が及ぼす環境影響が特に著しいものとなるおそれがあると判断されたときは、市長は、予め仙台市環境影響評価審査会の意見を聴いて、事業者に条例による手続を経ることを求めています。

## I. 条例の対象となる事業

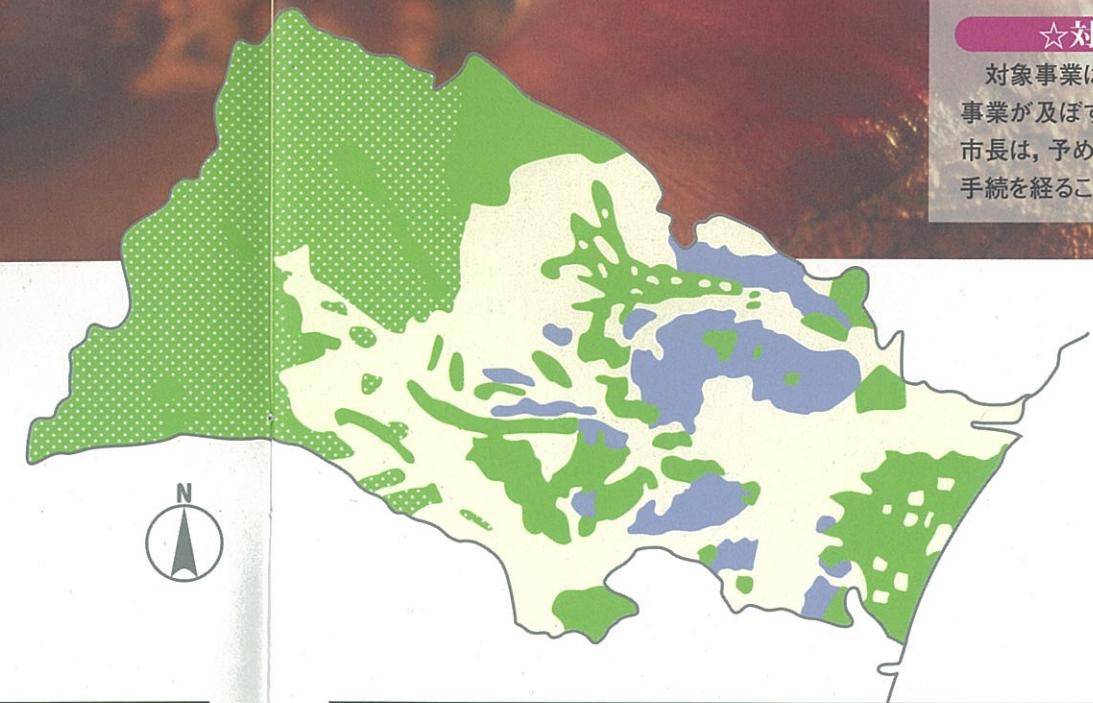
条例により環境影響評価の手続が必要になる事業は、道路、ダム、廃棄物処理施設、住宅団地の造成、大規模建築物・高層建築物などの23種類の事業となっており、国や県の制度に比べて事業の種類を拡大しています。

また、対象となる事業の規模については、市域のうち環境により配慮が必要になる地域を3つに区分し、自然公園や県自然環境保全地域などに代表される地域をA地域、A地域のうち自然公園の特別地域及び県自然環境保全地域の特別地区をB地域、そして、住居専用地域をC地域とし(右図参照)、これらの地域においては、対象となる事業の規模を引き下げ、より小さな規模の事業においても環境影響評価の手続を求めるにしました。

なお、具体的な事業の種類と規模要件は、以下の表のとおりです。

### 〈条例対象事業一覧〉

規模要件 事業の種類	全 地 域	A 地 域	B 地 域	
1. 道路				
高速自動車国道	すべて			
自動車専用道路	すべて			
一般国道・県道・市道	4車線・5km以上(C地域 4車線・2km以上)	2車線・2km以上	2車線・1km以上	
林道	幅員3.5m・10km以上	幅員3.5m・5km以上	幅員3.5m・2km以上	
2. ダム・堰・放水路				
ダム	貯水面積20ha以上	貯水面積10ha以上	貯水面積5ha以上	
堰	湛水面積20ha以上	湛水面積10ha以上	湛水面積5ha以上	
放水路	改変面積20ha以上	改変面積10ha以上	改変面積5ha以上	
3. 鉄道・軌道				
新幹線鉄道	すべて			
鉄道・軌道	すべて			
操車場等	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上	
4. 飛行場(陸上飛行場・陸上ヘリポート)				
工場・事業所・研究所	すべて			
5. 工場・事業所・研究所				
工場・事業所	面積20ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h 若しくは排出水量5千m <sup>3</sup> /日以上	面積10ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h 若しくは排出水量5千m <sup>3</sup> /日以上	面積5ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h 若しくは排出水量5千m <sup>3</sup> /日以上	
研究所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上	
6. 電気工作物				
変電所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上	
送電線路	25万V・10km以上	25万V・7km以上	25万V・3km以上	
7. 廃棄物最終処分場		埋立面積5ha以上	すべて	



- A地域：国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林、農振農用地、風致地区、緑地保全地区、保存緑地、広瀬川特別環境保全区域
- B地域：国定公園・県立自然公園の特別地域、県自然環境保全地域の特別地区
- C地域：都市計画法上の住居専用地域

規模要件 事業の種類	全 地 域	A 地 域	B 地 域
8. 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
ごみ処理施設(焼却以外)	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
し尿処理施設	処理能力100kℓ/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却以外)	面積5ha以上		
9. 下水道終末処理場	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
10. 住宅団地・別荘団地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
11. 工業団地・研究所団地・流通業務団地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
12. 学校用地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
13. スポーツ・レクリエーション施設用地造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
14. 净水施設・配水施設用地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
15. 都市公園	※1	面積20ha以上	面積10ha以上
16. 墓地・墓園の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
17. 畜産施設	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
18. 土石の採取	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
19. 土地区画整理事業	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
20. 公有水面の埋立て・干拓	面積10ha以上	面積5ha以上	
21. 大規模建築物・高層建築物・高層工作物	高さ100m又は延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上		
22. その他の造成事業	※2	面積20ha以上	面積10ha以上
23. 複合開発事業	※3	面積20ha以上	面積10ha以上

※1.環境保全を目的とする都市公園は改変面積が5ha以上のものに限る

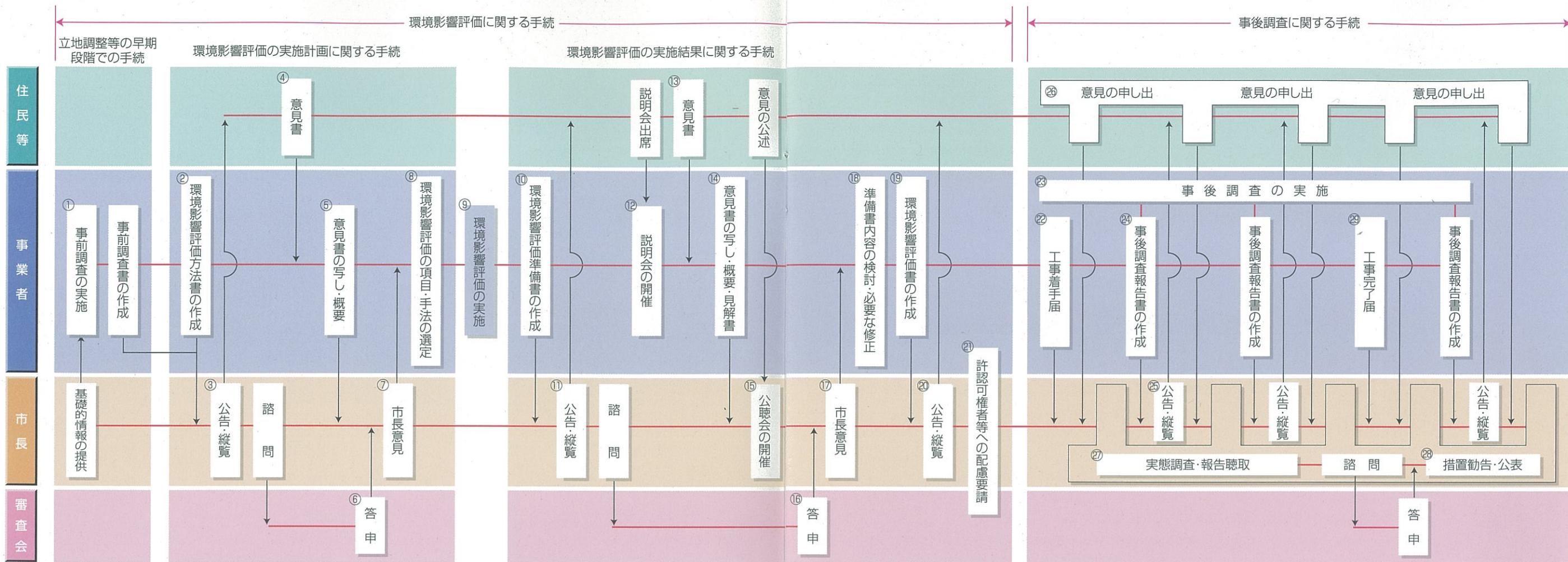
※2.建築物又は工作物の建設のための用地の造成の事業

※3.この表の10~13の事業及び22の事業のいずれか二以上に該当する一の事業

(備考)この表は、条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、必ず別表第1を確認してください。なお、環境影響評価法の対象事業であるときは、同法の手続によることになります。

## II. 環境影響評価の手続

### 1. 手続のフロー



#### 環境影響評価に関する手続

##### 1.立地調整等の早期段階での手続

① 事業者は、事業候補地及びその周辺の自然環境等について文献等による簡易な調査(事前調査)を行い、事業候補地の検討を行い、その結果を事前調査書に取りまとめます。市長は、各種の環境データを収集・整理し、事業者に提供するよう努めます。

##### 2.環境影響評価の実施計画に関する手続

② 事業者は、環境影響評価を行うべき地域等の概況、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法等について記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」)を作成し、事前調査書と併せて市長に提出します。

③ 市長は、方法書等が提出されたときは、その旨を公告し、1月間縦覧に供します。

④ 方法書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、③の公告の日から、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます。

⑤ 事業者は、意見書の写し及びその概要を市長に送付します。

⑥ 仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」)は、市長から諮問された方法書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に答申します。

⑦ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑤の送付を受けた日から3月(やむを得ない理由があるときは4月)以内に、方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます。

⑧ 事業者は、⑦の意見を勘案して、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法を選定します。

##### 3.環境影響評価の実施

⑨ 事業者は、事業の実施地域及びその周辺の現況について、詳細な調査を実施し、事業が及ぼす環境への影響を予測します。その結果を踏まえ、環境の保全及び創造の措置を検討し、その措置が講じられた場合の環境への影響を総合的に評価します。

##### 4.環境影響評価の実施結果に関する手続

⑩ 事業者は、調査等の結果、環境の保全及び創造の措置、総合的な評価、事後調査の計画等を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」)を作成し、要約書とともに市長に提出します。準備書は、事業の実施に必要な許認可等の申請等の前までに提出しなければなりません。

⑪ 市長は、準備書が提出されたときは、その旨を公告し、1月間縦覧に供します。

⑫ 事業者は、⑪の縦覧期間内に準備書の内容についての説明会を開催します。

⑬ 準備書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、⑪の公告の日から、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます。

⑭ 事業者は、意見書の写し及びその概要、当該意見に対する事業者の見解を記載した書面(見解書)を市長に送付します。

⑮ 市長は、⑭の送付を受けたときは、必要に応じて、公聴会を開催します。

⑯ 審査会は、市長から諮問された準備書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に答申します。

⑰ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑭の送付を受けた日から4月(やむを得ない理由があるときは5月)以内に、準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます。

⑱ 事業者は、⑰の意見を勘案して、準備書の内容について検討し、修正が必要な事項に関しては、必要に応じて改めて環境影響評価を行います。

⑲ 事業者は、⑯の結果を踏まえ、環境影響評価書(以下「評価書」)を作成し、その要約書とともに市長に提出します。

⑳ 市長は、評価書が提出されたときは、その旨を公告し、1月間縦覧に供します。

㉑ 市長は、評価書を許認可権者等に送付し、許認可等の審査に際して、評価書の内容に最大限配慮してもらうよう要請します。なお、方法書、準備書についても、その提出の際に、許認可権者等に送付します。

㉒ 市長は、㉑の結果が事業者の責めによるもので環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるときは、事業者に必要な措置をとるべきことを勧告します。さらに、事業者がこの勧告に従わないときは、その旨を公表します。

なお、市長は、措置勧告に当たって、必要に応じて、審査会の意見を求めることがあります。

㉓ 事業者は、工事が完了したときは市長に届け出ます。(工事完了後も事後調査に関する手続は続行します。)

#### 事後調査に関する手続

㉔ 事業者は、工事に着手したときは市長に届け出ます。

㉕ 事業者は、工事中及び供用後の環境の状況を把握するため、評価書に記載した事後調査の計画に基づき事後調査を行います。

㉖ 事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書に取りまとめ、市長に提出します。事業者は、事後調査の結果に基づき、必要に応じて自主的に追加的な環境保全対策等を講じます。なお、事後調査報告書は、一回限りではなく、適時提出するものです。

㉗ 市長は、事後調査報告書が提出されたときは、その旨を公告し、1月間縦覧に供します。

㉘ 事業の実施地域及びその周辺の環境の状況等が明らかに評価書の記載内容と異なり、環境の保全及び創造の見地から是正の必要があると認める者は、最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までに、その旨を書面で申し出ることができます。

㉙ 市長は、㉖の提出があった場合、㉗の申し出があった場合等において、環境の状況等が評価書の記載内容と異なり、環境の保全及び創造の見地から必要と認めるときは、事業の実施状況等について実態を調査し、又は事業者に報告を求めます。

㉚ 市長は、㉙の結果が事業者の責めによるもので環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるときは、事業者に必要な措置をとるべきことを勧告します。さらに、事業者がこの勧告に従わないときは、その旨を公表します。

なお、市長は、措置勧告に当たって、必要に応じて、審査会の意見を求めることがあります。

㉛ 事業者は、工事が完了したときは市長に届け出ます。(工事完了後も事後調査に関する手続は続行します。)

## 2. 手続の特徴

## 1 事業計画の早期段階における自然環境等の事前調査

どのような事業でも、「どこで行うか」という立地選定の過程がありますが、この過程で事業候補地の自然環境等について簡易な調査(事前調査)を義務付け、市の環境基本計画である「杜の都環境プラン」との整合を図ることを求めました。

一般に、自然環境への影響は立地に大きく左右されると言われていますが、従来の環境影響評価が立地を含め事業の内容がほぼ固まった段階で実施されるため、例えば、調査の結果、事業の実施地域が貴重な動物の生息域に重なることが判明したとしても、大幅な変更が難しいという問題点が指摘されてきました。この点に対応して、立地選定の過程において、候補地それぞれについて主に自然環境に係る特性を把握してもらうための調査を義務付け、環境影響の回避等が必要な対象を明らかにしてもらうことで、立地選定における環境保全上の配慮を促すことにしました。

なお、事前調査の結果は、事前調査書として取りまとめられ、方法書と併せて提出されることになります。

## ☆「杜の都環境プラン」との整合☆

「杜の都環境プラン」の第5章「土地利用における環境配慮の指針」において、土地利用の側面から、実際の開発事業などの立案等に際しての環境配慮の基本的考え方を提示していますが、事業計画がそれに即したものになるように配慮することを求めるものです。

2 スコーピング手続  
(環境影響評価の項目・手法の絞り込み)

環境影響評価の実施に先立ち、住民や行政の意見を聴きながら、環境影響評価の項目や手法を絞り込んでいくスコーピング手続を導入しました。

従来の制度では、環境影響評価の項目などが予め決められているなど画一的な環境影響評価が行われてきましたが、事業が及ぼす環境への影響は、事業の具体的な内容や事業の実施地域あるいはその周辺の環境の状況によって異なることから、環境影響評価の項目などについて一律に決めておくのではなく、個別の事業ごとに絞り込んでいくことで、作業の手戻りの防止や実施される地域に応じたメリハリの効いたわかりやすい環境影響評価を行うことができるようになります。

3 工事中、供用後に  
おける事後調査と  
追加的な環境保  
全対策等の検討

事後調査とは、事業に係る工事の着手後に、その事業が実際に及ぼした環境への影響について行う調査のことを言います。環境影響評価法における事後調査は、主に予測等の不確実性の観点で必要に応じ実施されることになっていますが、市の条例では、原則として、環境影響評価を行った項目すべてについて事後調査を行うことを義務付け、その結果を事後調査報告書に取りまとめて公表させることにしました。これは、制度の信頼性の確保のために重要な仕組みであり、環境影響評価の検証とともに、評価書どおりに事業が行われているかどうかをチェックする機能・役割を持っています。

具体的には、事業者は、工事中あるいは供用開始後に、事後調査を実施し、予測評価結果との検証を行うとともに、必要に応じて追加的な環境保全対策等を講じることになります。また、事後調査報告書や工事の実施状況等に対しては、住民等の意見の申し出を認め、市長はそれらを踏まえ、事後調査の結果と予測評価の結果が著しく異なり、環境の保全及び創造の見地から必要があると判断したときは、実態を調査し、または報告を求めることにします。そして、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあるときは、必要な措置をとるよう勧告できる仕組みとしています。



## 4 住民等の関与の機会の拡充

すべての対象事業について、住民等の関与を位置付けるとともに、関与の場面を充実させました。具体的には、方法書や準備書への環境の保全及び創造の見地からの意見の提出、事業者による準備書についての説明会への参加あるいは市が開催する公聴会での意見の公述、事後調査の結果や事業の実施状況への意見の申し出の機会があります。また、意見を提出できる者の範囲を地域住民に限定せず、意見のある者は誰でも提出することができます。

## 5 仙台市環境影響評価審査会による科学的・客観的な審査

事業者のセルフコントロール(自制)を前提にした環境影響評価に対して、その内容の科学的客観性を確保するために、第三者的機関として、動物や植物といった環境影響評価の項目の専門家15名以内で構成される仙台市環境影響評価審査会を設置し、方法書や準備書の審査を行います。また、市長の環境の保全及び創造の見地からの意見の形成に際しては、その審査の結果を踏まえることにし、その公正さを確保します。

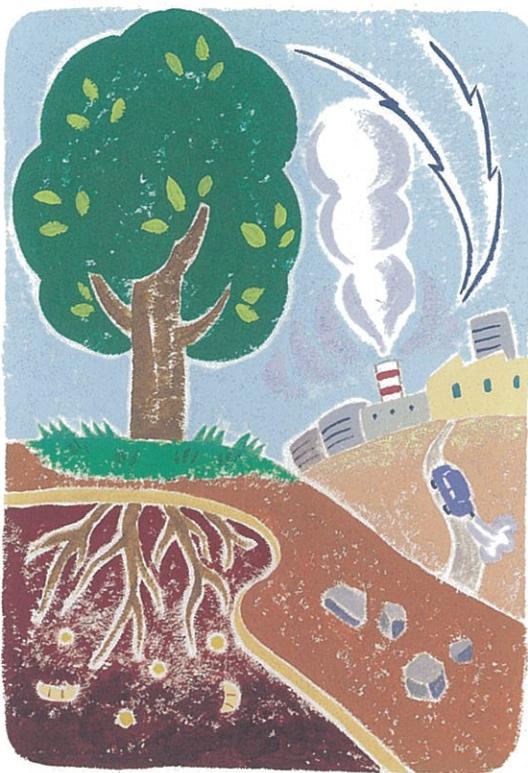
## 6 都市計画対象事業についての特例

対象事業が都市計画法の市街地開発事業として、又は都市施設として都市計画に定められるものについては、環境影響評価の結果を都市計画に反映させるため、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価の手続を行うことができること、準備書の提出時期を都市計画の案の公告の日の前までとすることなど環境影響評価の手続が都市計画決定の手続と併せて行われるようにします。

### III. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、公害の防止と自然環境の保全の観点に限定せずに、市の環境基本条例の枠組みを踏まえ、次の項目を一般的に認められるものとして定めました。

- 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする項目
  - 大気環境  
大気質 騒音 振動 低周波音 悪臭
  - 水環境  
水質 水底の底質 地下水汚染 水象
  - 土壤環境  
地形及び地質 地盤沈下 土壤汚染
  - その他の環境  
電波障害 日照阻害 風害



- 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする項目  
植物 動物 生態系



- 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的な所産への配慮を旨とする項目  
景観 自然との触れ合いの場 文化財



- 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨とする項目  
廃棄物等 温室効果ガス等



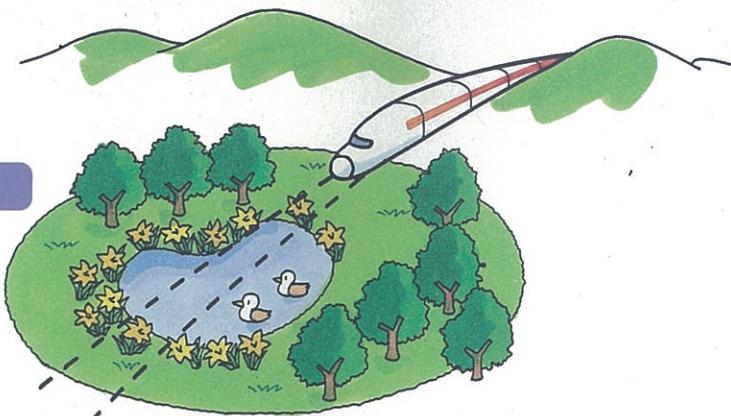
なお、実際の環境影響評価に際しては、上記の項目に限定されず、スコーピング手続によって取捨選択あるいは追加されることになります。

### IV. 環境影響評価の視点 ~環境影響の回避・低減の追求~

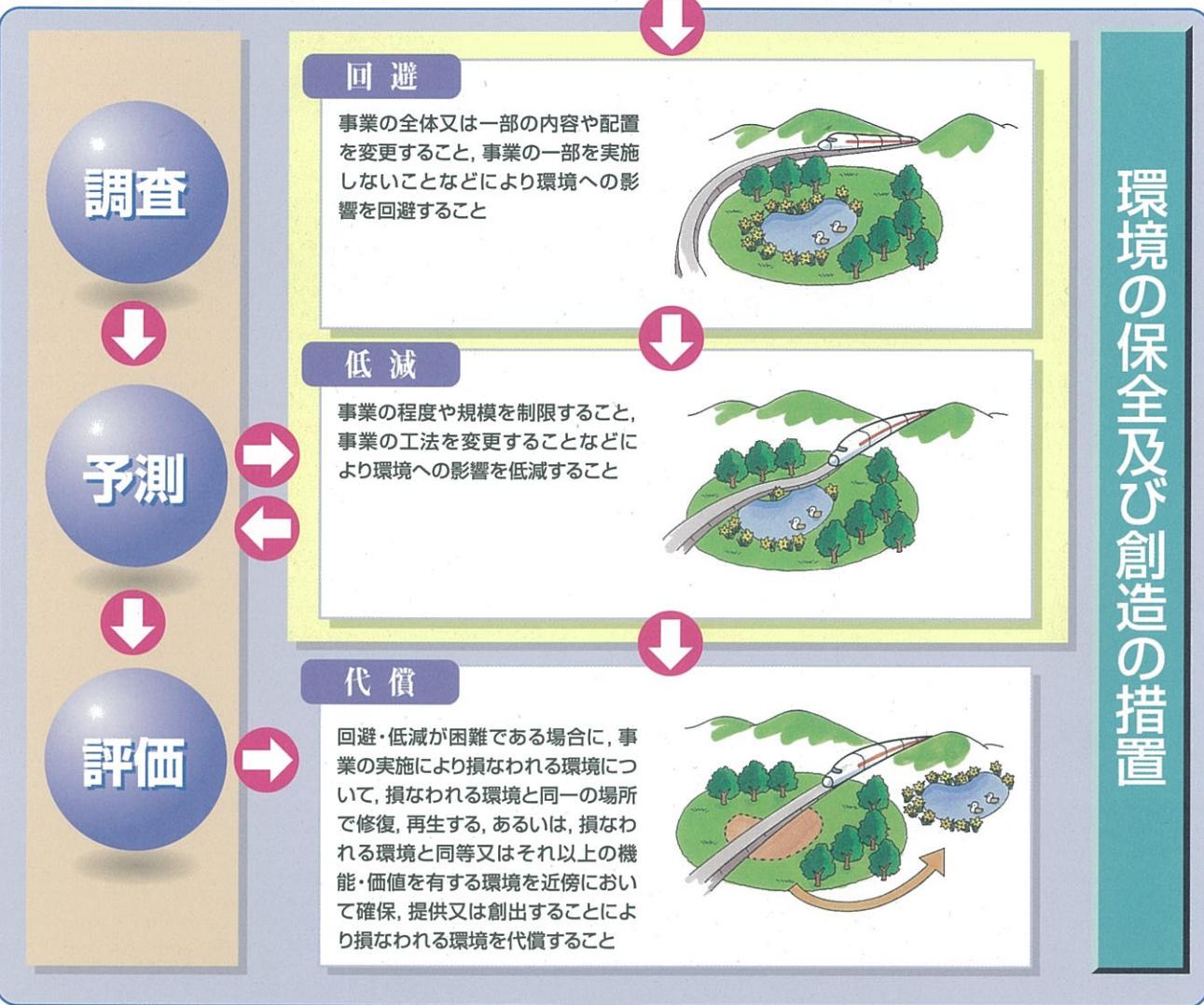
事業者は、環境影響評価の項目ごとに環境の現況について詳細な調査を行った後、事業の実施が環境に及ぼす影響について予測を行い、その結果に基づいて環境影響を「回避・低減」するための環境保全対策を検討します。そして、実行可能な範囲で環境影響が最大限に「回避・低減」されているかどうかを見極めるのが「評価」です。さらに、評価の結果、やむを得ず生じる影響については、事業の実施により損なわれる環境の持つ価値又は機能を「代償」するための措置を検討します。最後に、項目ごとの調査、予測、評価の結果を整理し、「回避・低減」や「代償」といった環境の保全及び創造の措置が講じられた場合における環境影響の「総合評価」を行います。これら一連の作業が、言うまでもなく「環境影響評価」なのです。

環境影響評価制度は、事業者に可能な限りの環境配慮を行ってもらうことが目標であり、「回避・低減」を追求する姿勢が求められます。

#### 事業計画案



- 環境影響評価に基づく事業計画案の検討のイメージ



#### 総合評価

- 評価のポイント**
- 実行可能な範囲で、環境への影響を最大限に回避・低減しているかを追求すること。やむを得ず代償措置を講ずる場合は、回避・低減が困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境と代償される環境について、十分に調査を実施し、措置内容を慎重に検討すること
  - 環境への影響を最大限に回避・低減しているかどうかの評価は、事業実施区域、造成計画、建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等について、複数の計画案又は環境保全対策案の比較検討により行うこと
  - 環境基準や市の都環境プランの目標等、行政による環境の保全の観点からの基準や目標が示されているときは、これらとの整合を図る必要があること
  - これらの考え方は、事前調査を踏まえての環境への配慮や事後調査に基づく追加的な環境保全対策等の検討でも十分に生かすこと

# 仙台市環境影響評価条例(平成10年12月16日仙台市条例第44号)

目次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針(第4条~第5条)
- 第3章 環境影響評価に関する手続
- 第1節 事前調査書(第6条)
- 第2節 方法書(第7条~第10条)
- 第3節 環境影響評価の実施等(第11条~第12条)
- 第4節 準備書(第13条~第18条)
- 第5節 評価書(第19条~第21条)
- 第6節 対象事業の実施の制限等(第22条~第23条)
- 第4章 事後調査に関する手続(第24条~第31条)
- 第5章 対象事業の内容の変更等(第32条~第34条)
- 第6章 都市計画対象事業に関する特例(第35条~第37条)
- 第7章 法対象事業等に係る条例の手続(第38条~第45条)
- 第8章 仙台市環境影響評価審査会(第46条)
- 第9章 雜則(第47条~第53条)

附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例(平成8年仙台市条例第3号。以下「基本条例」という。)の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業のために含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行なう過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをい。

2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をいう。

3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。

(1) 道路の新設又は改築の事業

(2) ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業

(3) 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

(4) 飛行場の設置又は変更の事業

(5) 工場、事業場又は研究所の建設の事業

(6) 電気工作物の設置又は変更の事業

(7) 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業

(8) 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業

(9) 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業

(10) 住宅団地又は別荘団地の造成の事業

(11) 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の事業

(12) 学校用地の造成の事業

(13) スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地の造成の事業

(14) 清水施設又は配水施設の用地の造成の事業

(15) 公園の建設の事業

(16) 墓地又は墓園の造成の事業

(17) 畜産施設の設置又は変更の事業

(18) 土石の採取の事業

(19) 土地区画整理事業

(20) 公有水面の埋立て又は干拓の事業

(21) 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作物の建設の事業(前各号に掲げる事業の種類に該当するものを除く。)

(22) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

4 この条例(この章、第39条及び第41条を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者が(国が行う対象事業にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る対象事業にあってはその委託をし、又はしようとする者)をいう。

(市等の責務)

第3条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるよう、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。

2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるよう、環境の保全及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の

方法により、当該手続の実施に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針

### (環境の構成要素に係る項目)

第4条 市長は、基本条例第7条に規定する環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を踏まえ、対象事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を行うべき環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるものを規則で定めなければならない。

### (技術指針)

第5条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に係る指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

(1) 第6条第1項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法

(2) 第7条第1項の規定による環境影響評価方法書の作成の方法

(3) 第11条第1項の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法

(4) 第12条及び第19条第1項第3号の規定による環境影響評価の実施の手法並びに第13条第1項の規定による環境影響評価準備書の作成及び第19条第2項の規定による環境影響評価書の作成の方法

(5) 第26条(第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査報告書の作成の方法

(6) 第42条第1項の規定による事後調査計画書の作成の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を必要と認められるもの

2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。

3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとすることは、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

### (定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業のために含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行なう過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをい。

2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をいう。

3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。

(1) 道路の新設又は改築の事業

(2) ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業

(3) 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

(4) 飛行場の設置又は変更の事業

(5) 工場、事業場又は研究所の建設の事業

(6) 電気工作物の設置又は変更の事業

(7) 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業

(8) 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業

(9) 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業

(10) 住宅団地又は別荘団地の造成の事業

(11) 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の事業

(12) 学校用地の造成の事業

(13) スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地の造成の事業

(14) 清水施設又は配水施設の用地の造成の事業

(15) 公園の建設の事業

(16) 墓地又は墓園の造成の事業

(17) 畜産施設の設置又は変更の事業

(18) 土石の採取の事業

(19) 土地区画整理事業

(20) 公有水面の埋立て又は干拓の事業

(21) 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作物の建設の事業(前各号に掲げる事業の種類に該当するものを除く。)

(22) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

4 この条例(この章、第39条及び第41条を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者が(国が行う対象事業にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る対象事業にあってはその委託をし、又はしようとする者)をいう。

(市等の責務)

第3条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるよう、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。

2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるよう、環境の保全及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の

方法により、当該手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(方法書についての市長の意見)

第10条 市長は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第1項の意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

### 第3章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して関係地域の範囲及び第7条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、必要があると認めるときは関係地域の範囲を修正し、かつ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法

(1) 第6条第1項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法

(2) 第7条第1項の規定による環境影響評価方法書の作成の方法

(3) 第11条第1項の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法

(4) 第12条及び第19条第1項第3号の規定による環境影響評価の実施の手法並びに第13条第1項の規定による環境影響評価準備書の作成及び第19条第2項の規定による環境影響評価書の作成の方法

(5) 第26条(第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査報告書の作成の方法

(6) 第42条第1項の規定による事後調査計画書の作成の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を必要と認められるもの

2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。

3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとすることは、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

5 市長は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

7 市長は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、

